

～都立あきるの学園(特別支援学校)における放課後子供教室～

東京都

活動の概要

・学校週5日制の完全実施を機に、特別支援学校に通う子供たちの余暇活動を充実させることを目的に実施。

活動が始まった経緯

- ・PTA主催で始まった「あきるのクラブ」と、太鼓クラブが連携し「チームあきる野」として放課後子供教室を委託運営することとなった
- ・活動に賛同してくれる企業の協力を得て実施
(学校運営協議会の委員をしている企業のCSR担当から学校にボランティアの協力について打診があり)

実施内容

- 実施日:年間22日程度(土曜日を中心に長期休業中も実施)
- 場所:あきる野学園体育館など
- 平均参加児童生徒数: 80名程度

ポイント

- 参加を希望する人は、障害の種別や年齢、障害の有無を問わない
- ただし、事故を起こさないために、事前の準備を十分に行う
〈例〉・活動人数が多くなりすぎないように班分けを行う
・全体の動きがスムーズになるような動線を確保する

取組の効果

・近隣の大学の学生や企業の方など、さまざまな地域の方の協力を得ることで、屋外での活動や多様なプログラムの実施を可能としている

主な活動事例

- スポーツゲーム



賛同企業
横河電機株式会社HPより
【風船バレー教室実施の様子】

- 外国語で遊ぼう



賛同企業 横河電機株式会社HPより【外国語で遊ぼう！】

〔特別支援サポーターについて〕

特別支援サポーターとは、発達障害を含む障害のある方を対象として地域学校協働活動をサポートする者で、元特別支援学校教諭、ホームヘルパー有資格者、障害者施設実務経験者などが想定されます。特定の資格や職業を指すものではありません。

- ◆ **すべての子供たちの放課後の安心・安全な居場所づくり**
- ◆ **特別な配慮を要する子供たちのサポート役の配置により、放課後子供教室の運営円滑化**
- ◆ **元特別支援学校教諭、障害者施設実務経験者など経験豊富な人材が参画**
- ◆ **教育活動推進員、教育活動サポーターと同様、主な経費は、活動を行う際の謝金など**

考えられる取組事例

- (1) 特別支援サポーターの配置により、すべての子供たちが多様なプログラムに参加
 - ・ 放課後子供教室で提供している多様な体験プログラムに特別な配慮を要する子供たちの参加促進
 - ・ 教育活動サポーターとの役割明確化など、効率的な活動体制が実現
- (2) 学校と放課後子供教室の連携を強化
 - ・ 学校の担当教諭と情報共有を図ることにより、子供に必要な支援内容の充実



- 平成28年4月の障害者差別解消法の施行等を踏まえ、各大学等において障害のある学生支援の体制が整備されてきたが、これらの学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に対応が困難な状況や新たな課題が生じている。
- こうした状況を踏まえ、障害者差別解消法の施行を踏まえた高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方について検討を行うため、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催。平成29年3月に検討結果を「第二次まとめ」として取りまとめ。

第一次まとめの進捗状況

全体的に一定の進捗。一方で未だ不十分な部分もあり、一層の体制整備や専門人材の育成が必要。

検討の対象範囲

- 第一次まとめの検討範囲を踏襲。
- 加えて、第一次まとめで議論できなかった「教育とは直接関係しない学生の活動や生活面への配慮」も対象。(参考となる配慮事例を提示。)

差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の考え方

(1) 基本的な考え方

- 「不当な差別的取扱い」: 正当な理由なく何らかの条件を付すこと。正当かどうかは個別事案ごとに判断。一般的・抽象的理由は不適切。
- 「合理的配慮」: 第一次まとめを踏襲。「社会モデル」の理解が不可欠。

具体的な内容

(2) 大学等における実施体制

各大学の規模等を踏まえ、複数の大学等による資源の共有の工夫が重要。①事前改善措置(中・長期的な取組)、②学内規程(対応要領や障害学生支援に関するルール)の作成・公表、③組織(主なものは意思決定機関の「委員会」、一元的対応の「専門部署・相談窓口」、調整機関の「第三者組織」)

(3) 合理的配慮の決定手順

①障害のある学生からの申出(学生自ら必要な支援申出が出来るような視点も重要。原則根拠資料必要。)、②学生と大学等による建設的対話(学生本人の意思決定を尊重)、③内容決定の際の留意事項(教育の目的・内容・評価の本質部分を変えない)、④決定内容のモニタリング

(4) 紛争解決のための第三者組織

中立的立場で調停できる組織。調停が不調の場合の学外の相談・調停窓口に関する情報の周知も重要。

各大学等が取り組むべき主要課題とその内容

(1) 教育環境の調整

変えることのできない教育の目的・内容・評価の本質を確認・維持した上で、提供方法の調整やアクセシビリティを確保する。

(2) 初等中等教育段階から大学等への移行(進学)

高等学校や特別支援学校高等部等で提供されてきた支援内容・方法等の大学等への引き継ぎの円滑化、大学等からの情報発信強化が重要。

(3) 大学等から就労への移行(就職)

障害者雇用促進に関する様々な制度やサービス、機関があり、学内にも就職支援関係部署が複数あるため、一般の学生に比べて就職活動が複雑。そのため、早い段階から学生に多様な情報や機会を提供するとともに、関係機関間のネットワーク作りが重要。

(4) 大学間連携を含む関係機関との連携

地域・課題単位での多層的な連携が必要。生活面への配慮を要する相談は、福祉行政・事業者と連携し、公的サービスやボランティアも含めた幅広い支援の検討が望まれる。

(5) 障害のある学生への支援を行なう人材の養成・配置

組織的な支援を適切に行なうため、様々な専門知識や技術を有する支援人材の養成・配置が不可欠。

(6) 研修・理解促進

教職員に加えて、支援補助学生を含めた学生全体に対する理解促進の取組も重要。

(7) 情報公開

支援に関する姿勢・方針や取組は積極的に公開する。これらの公開にあたってはアクセス可能な形で情報提供することが重要。

社会で活躍する障害学生支援センター(仮称)の形成

障害のある学生支援の充実には関係者の共通理解と努力が不可欠。また、支援の手法に関する調査・研究・開発・蓄積と、これらの成果の現場への普及・共有が必要。

→ 幹事校と連携校、連携機関(福祉・労働行政、企業等)からなるセンターの形成。

【今後の議論が望まれる課題】

障害のある留学生への支援、障害のある学生への支援に積極的な大学等への評価、障害のある学生がいることを前提にした災害対策、障害のある教職員への支援

～ お知らせ ～

文部科学省HPでは、障害者の生涯学習の推進に関する情報を公開しています！
是非ご覧ください！

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index.htm
